

稅務乙發益

編集発行人 税 理 士

三 木 泰

事務所 〒597-0083 貝塚市海塚3-9-17 TEL 072(431)1644

ひまわり

7月 (文月) JULY 23日・海の日 24日・スポーツの日

	一月一	一火一	一水一	一木一	金一	-
•	•	•	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
<i>12</i>	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	•

ワンポイント 少額減価償却資産の特例の延長

中小企業者等が取得価額30万円未満の減価 償却資産を導入した場合に合計300万円を限 度に全額損金算入できる特例について、令和 2年度税制改正では、設備投資を促進するた め適用期限が2年延長されました。一方、連 結納税適用事業者と従業員500人超の法人は 適用対象から除かれています。

● 7月の税務と労務

国 税/6月分源泉所得税の納付

7月10日

国 税/所得税予定納税額の減額承認申請7月15日

国 税/所得税予定納税額第1期分の納付 7月31日

国 税/5月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)、11月決算法人の中間申告 7月31日

 図 税/8月、11月、2月決算法人の消費税の中間申告

 (年3回の場合)
 7月31日

地方税/固定資産税(都市計画税)第2期分の納付 市町村の条例で定める日

労 務/社会保険の報酬月額算定基礎届 7月10日

労務/労働保険料(概算・確定)申告書の提出・(全期・1期分)の納付 7月10日

労 務/障害者·高齢者雇用状況報告 7月15日

労務/労働者死傷病報告(4月~6月分) 7月31日

金を請求できる期間等の

長され が **期間(消滅時か改正され、** 加二年四月一 まし 時 『効期間)が延賃金を請求で 延で基

金請 金消な台滅り 注いのよ これ 語求権の消滅 (当分の間は 時効期間の延 帳などの記録 での記録 延長についても び · 当 まで二 年とされ 録延の長 年。 効期 賃 保存期間は、 なのほか、 なのほか、権 でれていた けせてお の請 た賃

1 消滅時 当り ッましたが、 消滅時効 される「三年」を延長記事においては当分の 間として表示します。 b 0) 0) の保存 同様に三年)。 判所 おいては当分 存、 効期間 経過措品を開催し 付加 年とさ に加えて支払をが事業主に対し 金 置 Ŧi. なお、 なお、 なお、 のな 世として 0) 後のの 請 求

改 正 0

えて えて慎重に検討する必要があるが果たす役割への影響等も踏まかり、紛争の早期解決・未然防の関係を不安定化するおそれがの関係を不安定化するおそれがの関係を不安定の影響等も踏まれただし、直ちに長期間の消滅 あの時 まえ、 は約消原に滅 が止 に 請 ょ 延長されることとなりました。 求 一年とされ 権 則 基時 当 上 分の検 対 労働基準は _ 一 効 使 月 Ŧi. 債廃 人 まし さ 権 止の を 平法における賃へいれること等を呼 効期 0) た。 経過 間等 正に 措 る 時 対の質金 置とし は五 る 年 期

の保 間 もこれ 存期 年とさ 間 に合 および れました。 わ せ、 付 加

金

金

労 基 準 法上 の「賃金 は、

> 0) なども規 -→三年 月 ものが消 回の 効期 象となります。 間 支払うも ず。 延 やほ か 以 下 の者非

であることを示しています。私においては支払期日が起算点取り扱いは従来と同様で賃金式取り扱いはに、一五条)。ただし、 に時、効 ① り改 なすることができる時から」とい、「賃金の請求権はこれを行い効の起算日を明確化するため 金品の返還(同法二三条五年とされています。 なお、 また、 退職手当の消滅時 0) 改正 条)。ただし、 におい 様で賃金支 が起算点 成熟は まし ては

返還しなければなりません。以内に賃金を支払い、積立金、以内に賃金を支払い、積立金、以内に賃金を支払い、積立金、は一次の請求があった場合は、七日から請求があった場合は、従業員の死亡、または退職し これらのうら、「「 返還しなければなりません。 保証金、貯蓄金、その他金品 「賃金」以外は従来通れ消滅時効は三年とされまらのうち、「賃金」につ 0

金述 0) ま

めの使 もの 用 られています。 金とは、 が労働 をい 1, い、次の五原則が定働者に支払うすべて労働の対償として支払(同法二四条)

- 通 貨で、
- B 全額 (法令規定の 社会保険料は控除可 注を結ぶことで、法 定を結ぶことで、法 定を制一回以上、 で 毎月一回以上、 の 一定期日に、 法令以外の既可。労使協
 - d

e

 $\widehat{\mathsf{d}}$ 前 0) 述のとお 一定期日) 期間を適用します。日)を起算点とし ŋ 支払目

て消滅時効の期間を適用します。
③ 非常時支払(同法二五条)
労働者が出産、疾病、災害など非常の場合の費用に充てるたど非常の場合の費用に充てるために請求する場合、支払期日前 ④ 休業手当(同注いとされています。 費用に充てるた なければならな 住の労働に対す に、支払期日前 災害な

よる休 よる 使用 業(例えば、店舗の改者の責に帰すべき事由 大の場の場合 法 生 者に平均賃任無調整に所舗の改装にまります。 六

ŋ ま

りの 来るより 上 を支払 it n ば

二七 制 0) 同

働

Þ

高

⑥額少給 の賃 る 与 労 年割時 いを 时間外・休日 時もめ成 労働場 る果 するも 暇同日 時合出 は中の三分働 間に iz 負七 等の応出に 心じ一定の形式で です。 金条に 対 す

8 (7) 一次有給 一次有給 一次有給 0) 休 賃 金 同 法 Ŧi. 同 九

0

①くしで 三たの 0 類労 の名用分ら 保 存法 ざの五 存 で れ間年 期 間は は、次の に延長 に延長 が表している。 にが、次のの 来と同れれ これれ に に れれ じまままや

等

起算

(2) O 死 保 亡、退 職又 は 解 日 雇 は、 の日 労働 労働者

日金記 入保 を 存 記算日です。 をし た日より遅、 いった賃金の支 した賃金の支 支払賃の

支払うときは、六月二十五日をし、その賃金を六月二十五日には、六月に支払う賃金についてば、六月に支払う賃金について 存 7 Ž.

書、身元引受書等が該当しま契約書、労働条件通知書、別別をは、雇入決定関係書に ③ 起 算 居 として三年間 保存します。 書 、履歴 履 類、 をに録

告解 (4) O) 予 書

⑤ は 書 又れ

(4) 解雇に関する書類 (5) 災害補償に関する書類 特雇予告除外認定関係書類、 告手当または退職手当の領収書 告手当または退職手当の領収書 告手当または退職手当の領収書 保存期間の起算日は、雇入れ 等が該当します。 は死亡の日です。 ⑥ 償 領 起算日は、災害補等が該当します。断書、補償の支払、以に関する書類 補

は 当え 金 、日ですが 保存期間 保存期間 が間係 0 書 ② 起 類 賃 算 等

日が

(7)期り 0) 起期 類他算日同 労日が様 に遅 に、記録に、記録に 関 係 す る

暇裁係を残業 録各ド 等例要 の記録 な 録 出 使 協 9、 定 が労働いたも 働 用 夕 0) 不次有給休 イ 定 力

ム金そ 保 結 各種許認可書など労働 経業命令書、労働者が を記録した報告書等) を記録した報告書等) を記録の保存期間の記録、 での記録の保存期間の記録、 での記録の保存期間の記録、 での記録の記録、 に関するもの(例え があました。 での記録のに結日等で での記録のに結日等で での記録のにはいいて 金 間 支払 0) 起 \mathbf{H} 日のうち遅い方がについては記録完し、 日 ずですが、の起算日は なり 年関 有書 ź タイ イ (ず。 は、

四 付 加

① 定 付準 加法割 来 金上増 加 は を請違金 金 (二年) 予 反 求反の 小できる期間 次があった場 ながあると となり ŧ す。 が一三の労働 \bigcirc 年

支日 払よ (4)(3)(2)次增 請条有賃手 給金当 休 暇同同 中法法 0)

賃七六

同

請 っでのす以が 請求期間(二年)が適用されるで定められた日に支払われで定められた日に支払われの手当等の支払いが就業規す。したがって、前記①かい路であるときに適用さが施行日(令和二年四月一以降であるときに適用さいが施行日(令和二年四月一 降施新法 行し三日い九 従来期たな則られ日 の間もか等④ま)期 にます。

五 長 3 れ な 5 b 0)

① は間 以の 変般 下 害 の更の 福 は る が 正 が 正 われている。 れていいよる消 な 滅 い時 もの期 年)

② 償 償 が、 該遺養災 補償、僧 休の 葬祭料、 料價、 分割補

当年金品し、のの 金融時機 暇改 時権 請 正をの 水に除証 本 く。 ょ 明年 権 がり 該三賃金

当 Ŧi. 年

働き方改革推進支援助成金 のご案内

牛産性を高めながら労働時間の縮減等に 取り組む中小企業事業主に対し、「働き方 改革推進支援助成金 | が設けられています。

今回は当該助成金のうち「労働時間短縮・ 年休促進支援コース」を取り上げます。

1 対象事業主の要件

- ① 労災保険の適用を受ける中小企業事業 主であり、全ての対象事業場で36協定を 締結し、年5日の年次有給休暇の取得に 向けて就業規則等を整備していること。
- ② 交付申請時点で、後述する「成果目標 | の設定に向けた条件を満たしていること。

2 支給対象の取組

あらかじめ設定された取組から1つ以上 を選び実施します。取組例を掲げます。

- ・労務管理担当者や労働者への研修など
- ・外部専門家によるコンサルティング等
- ・就業規則・労使協定等の作成・変更

・労務管理用機器の導入等(※)

・テレワーク用通信機器の導入等(※)

※原則として、パソコン、タブレット、 スマートフォンは対象となりません。

3 成果目標

月60時間を超える36協定の時間外労 働時間数を縮減させることなど、4つの成 果目標から1つ以上を選択し、達成を目指 した取組を実施します。

4 支給額

成果目標に応じた上限額(最高100万 円) 及び加算額の合計額と、経費合計額に 補助率4分の3(原則)を乗じた額を比較し ていずれか低い額が支給されます。また、 賃金引き上げを達成したときの加算額も設 けられています。交付申請書の提出は都道 府県労働局宛とされ、令和2年11月30日 (月)が提出期限です。

今回ご案内したコースのほかに「勤務間 インターバル導入コース」、「テレワークコ -ス」などがあり、厚生労働省ホームペー ジにおいて要件等が公表されています。

短期在留外国人の脱退一時金 (公的年金)

日本国籍を有しない方が、国民年金又は 厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、日 本を出国した場合、日本に住所を有しなく なった日から2年以内に脱退一時金を請求 することができます。請求時は所定の請求 書に次の書類を添付します。

- ・パスポートの写し
- ・国内に住所を有しなくなったことを明ら かにする住民票の除票の写し等
- ・口座番号など金融機関の情報(ゆうちょ 銀行では脱退一時金を受けることができ ません)
- ・基礎年金番号を確認できる書類

なお、受給資格期間(保険料納付済・免 除期間等)が10年以上あるときは、脱退 一時金を受給することができず、将来に日 本の老齢年金を受給することとなります。

支給要件や支給額等の詳細は日本年金機 構のホームページまたは最寄りの年金事務 所にてご確認ください。

お ごとア ザ か

アコンサルタントがおいった困りごとに対ない、相談したいは相談したられる。 Ⅰ を 就 ル 抱 職 だえた方に向け 戦や転職に関す リービスで ルタント いっとに 対談けよ が れ問け す ア して ħ て Ť á ſ١ ド 、 づ ら 時 かい相 日 わま談 電 問 別問が イス から す。 がで 七 ij

お開

イザ

اً

厚

生

インター

らしごとアドバッのされており、 ま な す K お、 で検索す 0 でご参 相 事 例 ることが も 、ださ 掲 載 一労働 がされ できま

5 |-ム電は、話 付け <u>5</u> て時 番号・ L١ 時 まメー Х 土日祝日は十 -ル -ネット上に公-ルの相談フォ は 兀 間時

け